

宿泊税 15年間の実績と今後のあり方

平成30年6月

東京都主税局

— 目 次 —

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1 宿泊税創設に至る経緯	
1 東京都税制調査会の提言・・・・・・・・	2
2 東京都観光産業振興プランと東京都宿泊税条例の提案・・・・・	2
3 東京都宿泊税条例の成立と施行・・・・・・・・	3
第2 宿泊税の施行状況	
1 宿泊税の概要・・・・・・・・	5
2 宿泊税についての周知活動・・・・・・・・	6
3 税収と使途・・・・・・・・	6
第3 今後の観光振興施策と宿泊税	
1 観光振興施策の今後の目標と方向・・・・・・・・	10
2 宿泊税の果たす役割と今後のあり方・・・・・・・・	11
3 宿泊税を巡る今後の課題・・・・・・・・	12
参考資料	

はじめに

宿泊税は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる法定外目的税として、平成 14 年 10 月 1 日に創設されて以来、安定した税収を確保し、都の積極的かつ確実な観光振興施策の実施に大きく貢献している。

宿泊税は施行から 15 年を迎えているが、主税局では、これまでの宿泊税の施行状況等を振り返りつつ、今後の宿泊税のあり方について検討を加えた。「宿泊税 15 年間の実績と今後のあり方」は、その検討内容をまとめたものである。

平成 30 年 6 月
東京都主税局

第1 宿泊税創設に至る経緯

1 東京都税制調査会の提言

宿泊税は、東京都税制調査会（以下「都税調」という。）において提言されたホテル税に基づいて創設された。

都税調は、真の地方自治の確立に不可欠な地方税源の充実確保のため、地方主権の時代にふさわしい地方税制について意見を求めるとの知事の諮問を受けて、平成 12 年 6 月に発足した知事の諮問機関である。この諮問を受け都税調において検討が重ねられ、自治体の政策課題の解決を税制面から支援していく効果があり、戦略的な自治体運営に資するとの観点から、平成 12 年 11 月 30 日の都税調答申において、ホテル税をはじめとした法定外税が提言された。

答申におけるホテル税は、国際都市としての東京の魅力を高めるための施策を強力に展開し、旅行者等の受入数増大を図りつつ、一方で、旅行者等に行政サービスに対する応分の負担を求め、それを東京の魅力を高める施策に振り向けるという好循環を形成していくことが、国際都市東京のポテンシャル向上に重要な意義を有するとし、その創設が提言されたものである。

2 東京都観光産業振興プランと東京都宿泊税条例の提案

当時の東京は、諸外国の観光先進都市に比して旅行者受入数が伸び悩むなど、観光施策において遅れを取っている状況にあった。そこで、東京都（以下、「都」という。）は平成 13 年 11 月に「東京都観光産業振興プラン」を策定し、観光を新たに産業として位置付け、観光振興施策に本格的に取り組むこととした。

平成 13 年 11 月 2 日の知事記者会見において、都は、新税としてホテル税を導入すると発表した。都税調における提言を受けて検討を進めてきた主税局では、同税の実

現に向けた最終的な詰めの検討を行い、税の名称を「宿泊税」とし、提言の公表から約1年後の平成13年12月に開かれた平成13年第4回都議会定例会に、東京都宿泊税条例案を提出した。

本会議の質疑において、宿泊税の意義と目的について、「宿泊税は、21世紀における観光産業の重要性を踏まえて、観光振興に必要な財源を安定的に確保するために、都が課税自主権を行使して創設するもので、地方主権を確立する上で意義あるものである」、「東京の観光を産業として捉え直し、これを振興するための財源の一部として宿泊税を活用して、立ち遅れている東京の観光振興を展開させることが、宿泊税創設の最大の眼目である」と知事答弁がなされた。

また、宿泊税の効果については、「観光は、すそ野が広く、多くの産業に経済効果が波及し、雇用などの増加をもたらす産業である」とした上で、「宿泊税を財源として活用し、各種観光ルートの開発や観光情報センターの整備などの施策を行うことにより、多くの旅行者を東京に誘致していく」と知事答弁がなされた。

本会議ではそのほか、宿泊税の具体的な周知方法についての質疑も行われた。

また、財政委員会では、旅行者やホテル等への周知に要する期間を考慮して施行日を定めるなどの質疑が行われた。

3 東京都宿泊税条例の成立と施行

以上のような経過を経て、東京都宿泊税条例（以下、「宿泊税条例」という。）は、平成13年12月19日に開かれた都議会本会議において可決・成立した。

宿泊税は法定外目的税であるため、新設に際し、地方税法第731条の規定に基づく総務大臣への協議を必要とした。この協議に相応の期間を要することから、宿泊税条例では、その施行日について、規則で定める日から施行するとした。

総務大臣への協議とその同意を経て、宿泊税条例は平成14年10月1日に施行され、同日以後の宿泊に対して宿泊税が課されることとなった。

【表 1 都税調の提言から宿泊税の実施までの経緯】

平成 12 年 11 月 30 日	平成 12 年度都税調答申公表
平成 13 年 11 月 2 日	ホテル税導入案発表（知事記者会見）
12 月 4 日	平成 13 年第 4 回都議会定例会開会、 宿泊税条例案提出
12 月 19 日	宿泊税条例案可決・成立
12 月 21 日	総務大臣協議開始
平成 14 年 3 月 29 日	総務大臣同意
4 月 10 日	宿泊税条例等公布
10 月 1 日	宿泊税条例等施行
平成 19 年 6 月 21 日	5 年間の実績と今後のあり方を財政委員会に報告
平成 24 年 6 月 15 日	10 年間の実績と今後のあり方を財政委員会に報告

第2 宿泊税の施行状況

1 宿泊税の概要

地方税法第4条及び第731条では、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を新たに創設し、課税することができる旨を定めている。これに基づき、都では宿泊税条例及び同条例施行規則において、宿泊税の賦課徴収について定めている。

宿泊税は、都の全域で課する都税であり、納税義務者は、都内に所在するホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）に宿泊する者である。徴収方法は、ホテル等の経営者を特別徴収義務者とし、その特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し都に申告納入する、特別徴収の仕組みを採用している。

宿泊税の特別徴収義務者は、原則として毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入しなければならない。ただし、申告納入すべき宿泊税額が一定額以下であるなどの要件に該当する場合には、3ヶ月分をまとめて申告納入できる特例が設けられている。

【表2 宿泊税の概要】

目 的 等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
納 税 義 務 者	都内のホテル等の宿泊者
課 税 免 除	宿泊料金1人1泊 1万円未満の宿泊
税 率	宿泊料金1人1泊 1万円以上1万5千円未満の宿泊 100円 1万5千円以上の宿泊 200円
徴 収 方 法	ホテル等による特別徴収
申 告 納 入	原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入
施 行 日	平成14年10月1日

2 宿泊税についての周知活動

宿泊税では、特別徴収義務者であるホテル等について、宿泊税条例により登録の申請を義務付けている。主税局は、宿泊税の創設時に、宿泊税の説明会と、特別徴収義務者の登録説明会を開催し、新税への理解と協力を得られるよう努めた。さらに、宿泊税PR用ポスターを作成し、ホテル等、全国の主要駅、その他旅行者が多く立ち寄る施設に配布し、掲出した（参考資料1 宿泊税PRポスター参照）。

現在も創設時から引き続き、宿泊税の徴収事務が円滑に行えるよう、宿泊税の概要と特別徴収義務者の登録、申告納入の手続などに関する説明を盛り込んだ「宿泊税の手引」の作成・配布を行っている。また、広く宿泊税についての理解を得るため、リーフレット、都や主税局が発行する広報紙、ホームページなどの各種広報媒体を活用し、周知を図っている。

旅行者向けのリーフレットについては、宿泊税の概要や支払い方法について説明した「宿泊税のごあんない」を作成し、配布しており、外国からの旅行者にも宿泊税の意義が理解されるよう、英語・ハングル・中国語に対応した外国語での説明も載せている。リーフレットは、都内の観光案内所のほか、ホテル等のフロントや客室に配置されるなど、旅行者の手に取りやすいような工夫がされており、円滑な納税に役立っているものと考えられる（参考資料2 宿泊者向けリーフレット「宿泊税のごあんない」参照）。

特別徴収義務者として登録されたホテル等には特別徴収義務者証票が交付されるが、ホテル等はこの証票を公衆の見やすい場所に掲示することとされている（参考資料3 特別徴収義務者証票参照）。

3 税収と使途

（1）税収について

都は、宿泊税により、創設初年度の平成 14 年度から平成 28 年度までの間に、合計で約 192 億円の税収を確保している。また、表 3 のとおり、税収は、創設初年度及び東日本大震災の影響を受けた平成 23 年度を除き、10 億円を超える水準で安定しており、近年は訪日外国人観光客の増加を受けて右肩上がりで推移している。なお、平成 29 年 3 月時点で特別徴収義務者として登録されている施設数は 619 件であり、税率区分別の調定額、課税人員、登録施設数の推移は、それぞれ表 3 から表 5 までに示すとおりとなっている。

【表 3 調定額の推移】

単位：百万円

年度 税率	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
100 円	213	509	507	505	539	575	570
200 円	283	645	656	688	751	834	745
計	496	1,154	1,163	1,193	1,291	1,410	1,316

年度 税率	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
100 円	447	446	356	463	571	715	902	975
200 円	562	591	464	607	743	909	1,175	1242
計	1,010	1,037	819	1,070	1,315	1,624	2,076	2,217

※毎年度末現在の数字による。端数計算により各税率の税収を合算したものが計と異なる場合がある。

【表 4 課税人員の推移】

単位：千人

年度 税率	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
100 円	2,130	5,092	5,067	5,049	5,392	5,754	5,702
200 円	1,415	3,222	3,279	3,440	3,758	4,172	3,727
計	3,546	8,315	8,346	8,490	9,150	9,927	9,430

年度 税率	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
100 円	4,475	4,461	3,558	4,627	5,715	7,148	9,018	9,747
200 円	2,814	2,956	2,318	3,036	3,716	4,546	5,874	6,210
計	7,288	7,417	5,876	7,663	9,431	11,694	14,891	15,957

※毎年度末現在の数字による。端数計算により各税率の税収を合算したものが計と異なる場合がある。

【表 5 登録施設数の推移】

単位：件

区 分 \ 年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
ホテル	279	286	302	311	331	352	368
旅館	45	48	53	58	57	66	73
計	324	334	355	369	388	418	441

区 分 \ 年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
ホテル	348	347	358	364	381	392	407	425
旅館	88	103	104	106	123	151	173	194
計	436	450	462	470	504	543	580	619

※毎年度末現在の数字による。

(2) 用途について

宿泊税収は、全額を観光振興施策の費用に充てることとされている。これまでの観光振興施策は、東京を訪れる旅行者に多大な利便を供しているところである。宿泊税の施行後、主な事業として、Wi-Fi やデジタルサイネージなどの利用環境の整備や観光案内所（都内 5 箇所）設置・運営のほか、都内の観光スポット等を記載したウェルカムカード（9 言語 10 種類）の作成などの施策を展開している。平成 14 年度から平成 30 年度までの各年度における観光産業振興の額は表 6 に示すとおりである。

なお、平成 30 年度に予算化されている事業の例は、表 7 のとおりである。

【表 6 観光産業振興費】

単位：百万円

14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
1,933	1,912	1,583	1,498	1,543	1,700	1,905	1,904

22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
1,538	2,501	2,016	2,055	2,897	27,584	12,660	16,403	16,601

※平成 14 年度から平成 28 年度までは、決算額。平成 29 年度及び平成 30 年度は予算額。

※平成 27 年度から、「東京都おもてなし・観光基金」を設置。

【表 7 平成 30 年度の実施予定事業の例】

- ・ Wi-Fi やデジタルサイネージなどの
利用環境の整備
- ・ 観光案内所の整備・運営
- ・ 海外に向けた観光プロモーション
- ・ 外国人旅行者の受入に係るサービス向上の
支援
- ・ バリアフリー化の推進
- ・ ウェルカムカードの作成等
- ・ 新たな観光資源の開発
- ・ M I C E 誘致活動の展開

バスタ新宿内に設置した
東京観光情報センター



第3 今後の観光振興施策と宿泊税

1 観光振興施策の今後の目標と方向

都は、これまで、平成13年11月に策定した「東京都観光産業振興プラン」を平成19年3月に改訂し、さらに平成25年5月に策定した「東京都観光産業振興プラン～世界の観光ブランド都市・東京をめざして～」に基づき、観光振興施策を積極的に展開した結果、訪都外国人旅行者が、平成13年の年間277万人から、平成28年には過去最多の1,310万人まで増加し、その消費額は1兆円を超えるなど一定の成果をあげてきた。

また、都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）とその先を見据え、平成28年12月に策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」（以下「実行プラン」という。）において、平成32年までに2,500万人の訪都外国人旅行者を誘致するなど、新たな目標を示した。

さらに、中長期的視点に立ち、総合的かつ体系的な施策展開を目指し、実行プランの観光分野を採り上げて、平成29年1月に策定した「PRIME 観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン2017～」及び平成30年2月に策定した「PRIME 観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン2018～」（以下「観光実行プラン2018」という。）において、今後の取組の方向性等を示している。観光実行プラン2018では、観光産業振興に向けて「消費拡大に向けた観光経営」「集客力が高く良質な観光資源の開発」「観光プロモーションの新たな展開」「MICE誘致の新たな展開」「外国人旅行者の受入環境の向上」「日本各地と連携した観光振興」の6つの戦略に基づく施策を展開していくこととしている。

具体的には、ICT技術を活用した情報提供の推進や、トイレの洋式化・多言語対応などの気配りの行き届いたきめの細かい受入環境の充実に加え、観光ボランティア

の育成なども行い、ソフト・ハード両面からの受入環境整備を確実に進めていくことなどを示している。

なお、東京都観光産業振興実行プランについては、観光を巡る急速な環境の変化に臨機応変に対応するため、毎年度内容を更新していく予定である。

2 宿泊税の果たす役割と今後のあり方

宿泊税は、課税自主権の行使により、都が独自に課する法定外目的税として、安定した税収を確保し、観光振興施策の推進を財政面から支えてきた。

今後、実行プラン及び毎年度更新される東京都観光産業振興実行プランに基づき、観光振興施策を進めるにあたって、宿泊税は、観光振興施策に用途を限定した目的税として、引き続き安定した財源を確保することにより、その役割を着実に果たしていくことが期待されている。

また、これまでの間、都はホテル・旅館、旅行業関係者や旅行者に対して宿泊税について積極的にPRを行い、宿泊税は都税として十分に浸透し、都の財源として重要な地位を確立してきた。

宿泊税は、5年ごとに条例の施行状況、社会経済情勢の推移などを勘案して検討を加えることとされているが、上述のような状況を踏まえれば、今後もその課税を継続していくことが適当である。

また、課税の継続にあたり、税率や課税対象をはじめとする課税方式のあり方について検討を行った。東京2020大会を控え、外国人旅行者の受入環境の充実が求められており、旅行者に更なる税負担を求めるべきであるという意見がある。その一方で、平成31年10月に消費税率が10%に引き上げられる予定であること、平成31年1月7日以後の出国に適用される国際観光旅客税が創設されたことから、宿泊行為等に対する税負担の増加が見込まれている。また、後述のとおり、東京2020大会期間中は課税停止とする一方で、税負担増加への見直しは理解が得られにくい。さらに、免税

点を設ける際に考慮した修学旅行生やビジネス客の平均宿泊料は1万円を超えておらず、創設時と比較し著しい変化はない。その上、これまでの課税実績などから、現行制度は広く定着し理解を得られている。以上の点を踏まえると、現在の課税方式の維持が適当である。

なお、宿泊税全体を取り巻く状況等を議論する中で、犯則調査のあり方についても検討する必要がある。平成29年度税制改正において、犯則調査手続の対象に法定外税が加わり、当該手続において通告処分¹を行うためには条例に定めることが必要とされた。犯則者が通告処分を履行したときは、告発されず、また、同一事件について公訴を提起されないため、より迅速に事件が終結し、犯則者及び行政庁の双方の利益につながると考えられる。こうしたことから、宿泊税についても通告処分を行うため、宿泊税条例改正案を平成30年第2回都議会定例会に提案する。

3 宿泊税を巡る今後の課題

(1) 東京2020大会の対応

東京2020大会における宿泊税の取扱いについて都は、立候補ファイルで、「オリンピック／パラリンピック競技大会関係者に対しては、オリンピック／パラリンピック競技大会期間中の宿泊税が免除される。」としている。このため、具体的な宿泊税の免除対象や期間について関係者からの要望等も踏まえつつ検討を行った。

都は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び一般社団法人日本ホテル協会から、全ての宿泊者に対して、一定期間宿泊税を課税停止するよう要望を受けており、特に一般社団法人日本ホテル協会からは、特別徴収義務者であるホテル、旅館における窓口対応などの事務負担に対しても配慮するよう求められていた。

¹ 地方団体が、裁判において言い渡されるであろう罰金に相当する金額などを納付すべき旨を犯則者に通告し、犯則者の意思に基づく履行により、刑罰権を実現したことと同様の効果を得ようとするもの。

こうした点を踏まえるとともに、東京 2020 大会を契機として訪日・訪都する観戦客及び観光客の負担の軽減も図ることで、東京 2020 大会の成功に向け、開催都市である都として最大限の対応を行うため、全ての宿泊者に対して、一定期間宿泊税の課税を停止する。具体的には、東京 2020 大会は、平成 32 年 7 月 24 日から同年 9 月 6 日までであり、競技に向けた事前の準備や宿泊税の申告が 1 ヶ月単位であることなどを踏まえて、同年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に行われた宿泊に対しては宿泊税を課税しないこととし、宿泊税条例改正案を平成 30 年第 2 回都議会定例会に提案する。

（２） 民泊事業の増加

近年急増する訪日外国人観光客の多様な宿泊ニーズへの対応等の観点から、住宅の全部又は一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する、いわゆる「民泊」が増加している。

民泊は、旅館業法上の許可による旅館業（下宿営業を除く）、国家戦略特別区域法上の認定によるいわゆる特区民泊、そして、本年 6 月から施行される住宅宿泊事業法の届出による 3 種類がある（表 8 参照）。

【表 8 民泊の概要】

	根 拠 法	概 要				
旅館業 (下宿営業を除く)	旅館業法	・ 営業の種別※ は以下の表のとおり。 また、客室面積要件等の構造設備の基準がある。<table><tr><td>旅館・ホテル営業</td></tr><tr><td>簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの</td></tr><tr><td>簡易宿所営業</td></tr><tr><td>宿泊する場所を多数人で共用する構造のもの (ペンション、ユースホステル、カプセルホテル等)</td></tr></table> ※ 改正旅館業法(平成30年6月15日施行)により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合され、旅館・ホテル営業となる。 ・ 旅館業法の許可により営業を行う。	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの	簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造のもの (ペンション、ユースホステル、カプセルホテル等)
旅館・ホテル営業						
簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの						
簡易宿所営業						
宿泊する場所を多数人で共用する構造のもの (ペンション、ユースホステル、カプセルホテル等)						
特区民泊	国家戦略特別区域法	・ 国家戦略特別区域内で、条例に規定した自治体のみ実施可能。 (大田区、大阪府、大阪市等) ・ 自治体の認定により事業を行う。				
住宅宿泊事業	住宅宿泊事業法	・ 年間の宿泊提供日数は180日以内。 ・ 都道府県(特別区、保健所設置市)への届出により事業を行う。				

宿泊税の課税対象は、旅館業法上の旅館・ホテル営業への宿泊であるため、上記表中、旅館業法上の許可による簡易宿所営業、特区民泊及び住宅宿泊事業法の届出による民泊への宿泊に対して、宿泊税は課税されない。この点について、税の公平性の観点から課税すべきとの意見がある一方、現状1人1泊1万円以上の民泊は極めて少なく、仮に課税した場合にも税収効果が限定的であるほか、適正な賦課徴収のためには幅広く調査を行うことが必要であり徴税コストが極めて高くなるなどの恐れがある。

このため、住宅宿泊事業法の施行後において、民泊の普及状況、宿泊料金の水準や態様の変化、地域社会への影響等を注視しつつ、民泊を巡る状況に大きな変化が生じた場合には、課税の公平性を確保する観点や税収効果、徴税コスト等を踏まえ、適切な時期に総合的に検討していくことが必要である。

今後も、宿泊税の施行状況、社会情勢の推移などを勘案し、5年ごとに、時代の要請に即した宿泊税のあり方を検証していく。

参 考 資 料

参考資料1 宿泊税 PR のポスター

ようこそ、あたらしい、なつかしい
魅力がいっぱいの東京へ。

宿泊料金（1人1泊）	税率
1万円未満	課税されません
1万円以上1万5千円未満	100円
1万5千円以上	200円

Tokyo Metropolitan Government will levy an Accommodation Tax on accommodation in the Tokyo area, starting October 1, 2002. The revenue from this tax will be used to promote tourism in Tokyo.

東京都では宿泊税を平成14年10月1日から実施しています。
宿泊税は、東京の観光のために税立てられます。

- 東京の「おもてなしの心」をかたちにしてお伝えします。
- 東京のさまざまな観光資源を開発します。
- 東京の魅力を世界に発信します。
- 東京は、「千百万人の世界都市・東京」をめざして、観光の振興に取り組んでいます。

いらつしゃいませ、東京都です。
東京都は、「千百万人の世界都市・東京」をめざして、観光の振興に取り組んでいます。

東京都
METROPOLITAN GOVERNMENT

R2100

参考資料2 宿泊者向けリーフレット「宿泊税のごあんない」

表面

東京都では、国際都市東京の魅力を高め、観光の振興を図る施策の費用に充てるため、宿泊税を課税しています。

The Tokyo Metropolitan Government levies the accommodation tax to help make the global city of Tokyo even more attractive, and cover the cost of tourism promotion programs.

東京都为了增强国际都市东京的魅力，加大对观光振兴措施的投入，课征住宿税。

도쿄도에서는 국제도시 도쿄의 매력을 제고하며 관광진흥을 도모하기 위한 시책을 추진하는데 필요한 경비를 충당하기 위하여 숙박세를 과세하고 있습니다.



② 東京観光情報センター
Tokyo Tourist Information Center



〒160-8501 東京都新宿区西新宿2-1-1
TMO Building 1601 (16F)
TEL: 03-3321-3077
FAX: 03-3321-3078

羽田空港支所
Haneda Airport Branch
Haneda Airport, International Terminal, 2F
2-6-3 Hanedakako Ota-ku
TEL: 03-6428-9653
FAX: 03-6428-9657

京成上野支所
Keisei Ueno Branch
In front of the ticket gate, Keisei Ueno Station
1-60 Uenokoren Taitoh-ku
TEL: 03-3836-3471
FAX: 03-3836-3472

東京都主税局課税課税務指導課
Taxation Guidance Section, Tokyo Metropolitan Government
TEL: 03-5388-2956

東京都千代田事務所（宿泊税担当）
Chiyoda Taxation Office, Tokyo Metropolitan Government
TEL: 03-3252-7144



宿泊税のごあんない
Information on
Accommodation Tax
住宿税介绍
숙박세에 관한 안내말씀

東京都主税局
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

宿泊税は、都内のホテル・旅館での宿泊に際し、
宿泊者に課税されます。

宿泊税は、宿泊料金等の精算時に
ホテル・旅館等にお支払いください。

The accommodation tax is levied on guests
who stay at hotels or inns located
within the Tokyo Metropolis.

Guests are required to pay the accommodation tax
when settling their account at the time of check out.

住宿税是向在东京都内的饭店、
旅馆住宿的房客课征。

住宿税请在结算住宿费同时
支付给饭店、旅馆等。

숙박세는 도내의 호텔, 여관에서 숙박하시는
투숙객 여러분께 부과됩니다.

숙박세는 숙박요금 등을 지불하실 때
호텔, 여관 등에 지불하여 주십시오.

■ 税額

宿泊料金 (1人1泊)	税額
10,000 円未満	課税されません
10,000 円以上 15,000 円未満	100 円
15,000 円以上	200 円

※食事、遊興、会議など、宿泊以外のサービスに対する
料金は課税対象に含まれません。

■ Tax

Room Charge (per person, per night)	Tax
Under ¥10,000	Tax-free
Between ¥10,000 and ¥14,999	¥100
¥15,000 or more	¥200

※ This tax applies to accommodations only. Fees incurred
for meals, entertainment, conference facilities, or other
services are not subject to this tax.

■ 税額

住宿费 (1人1晩)	税額
未滿 10,000 日元	不課税
10,000 日元至未滿 15,000 日元	100 日元
15,000 日元以上	200 日元

※用餐、遊覧、會議等住宿以外服務的费用不在課税
対象之内。

■ 세율

숙박요금(1인1박)	세율
10,000원 미만	비과세
10,000원 이상 15,000원 미만	100원
15,000원 이상	200원

※ 식사, 유희, 회의 등 숙박 이외의 서비스에 대한 요금은
과세대상에 포함되지 않습니다.

皆様に納めていただいた宿泊税の収収は、下記のような
観光振興の施策に役立てられています。

- ① 旅行者にわかりやすい認識整備
- ② 観光情報センターの運営
- ③ ハンディガイド・マップの作成・配付 など

Revenue from the accommodation tax goes toward tourism
promotion programs, including the following:

- ① Creation and maintenance of signage that can be easily
understood by all visitors
- ② Operation of tourist information centers
- ③ Publication and distribution of the TOKYO Handy Guide
and TOKYO Handy Map

大家缴纳的住宿费收入，用于下列观光振兴的措施投入。

- ① 面向外国游客的标识整備
- ② 观光信息中心の运营
- ③ 便利观光指南与地图的制作、散发等

여러분께서 납부하신 숙박세 수입은 다음과 같은
관광진흥 시책에 사용되고 있습니다.

- ① 여행자의 편의를 위한 안내표지의 정비
- ② 관광정보센터의 운영
- ③ 핸드가이드, 핸드맵의 작성 및 배부 등

参考資料3 特別徴収義務者証票



特別徴収義務者証票



証票を掲出しているホテルのフロントの様子

参考資料 4 ウェルカムカードの例

